

リ ー ス 契 約 書 (案)

- 1 契約物件 比重選別機一式
- 2 契約期間 令和9年3月1日から令和16年2月28日まで
- 3 契約金額 ¥○○-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥○○-)
内訳
令和8年度 ¥○○- (月額¥○○-)
令和9年度 ¥○○- (月額¥○○-)
令和10年度 ¥○○- (月額¥○○-)
令和11年度 ¥○○- (月額¥○○-)
令和12年度 ¥○○- (月額¥○○-)
令和13年度 ¥○○- (月額¥○○-)
令和14年度 ¥○○- (月額¥○○-)
令和15年度 ¥○○- (月額¥○○-)
- 4 契約保証金 ¥○○-、若しくは大分県契約事務規則第5条第3項第各号により免除
- 5 据付場所 大分県宇佐市大字北宇佐 65
大分県農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ

上記リース契約について、大分県農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ長 後藤 貴洋（以下「甲」という。）と、○○○○（以下「乙」という。）は次の条項によりリース契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、頭書記載のリース契約について、次条以下の条件に従い、甲に対して比重選別機一式（以下「機械」という。）のリースを行うものとする。

（契約対象物件等）

第2条 契約対象となる機械の明細及び納入場所等は別に定める要求仕様書のとおりとする。

（リース料の請求および支払い）

第3条 乙は、毎月10日までに前月分貸借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に、当該金額を乙に支払

わなければならない。

(管理義務)

第4条 甲は、機械を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第5条 甲は、機械について盗難、紛失、棄損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(機密の保持)

第6条 甲は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報
 - (2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの
- 2 甲及び乙は、互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(権利の移転)

第7条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(保守方法)

第8条 保守の方法は、別に定める「保守条件書」のとおりとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の査定に基づき乙当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(動産総合保険)

第10条 乙は、機械に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

- 2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(リース満了後の処理)

第11条 リース期間満了後、甲の乙に対する債務がすべて履行された場合は、乙は、甲に機械を無償で譲渡するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 相手方がこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。
- (2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。

(3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。

2 前項第1号によりこの契約を解除した場合、甲は解除により被った損害を乙に対し請求することができる。

(協議)

第13条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 大分県宇佐市大字北宇佐 65

名 称 大分県農林水産研究指導センター農業研究部

代表者 水田農業グループ長 後藤 貴洋 印

乙 住 所 ○○○○○○○○○○

名 称 ○○○○○○○○○○

代表者 ○○○○○○○○○○ 印